

税のお知らせ



消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の説明会を開催

☎ 菊池税務署(自動音声案内に従い「2」を選択) ☎0968(25)2121

消費税のインボイス制度が令和5年10月1日から導入され、令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が始まりました。

多くの人にインボイス制度の概要を知ってもらうために説明会を開催します。
新型コロナウイルス感染症の急激な拡大など

によって、開催が中止になる場合もあります。
適格請求書等保存方式に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ内の熊本国税局コーナーをご覧ください。なお、適格請求書等保存方式及び軽減税率制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤル ☎0120(205)553で受け付けています。

期日	時間	場所	定員	事前予約締切
1月12日(木)	午後1時30分～3時	菊池税務署	28人	1月6日(金)
2月1日(水)	午前10時～11時30分	菊池市中央公民館 (KiCROSS)	50人	1月27日(金)
2月3日(金)				1月31日(火)
2月6日(月)				2月1日(水)
2月8日(水)				2月3日(金)
2月15日(水)				2月10日(金)
2月17日(金)				2月14日(火)
2月22日(水)				2月17日(金)
3月1日(水)				2月24日(金)
3月3日(金)				2月28日(火)
3月8日(水)				3月3日(金)

午後5時まで

税務署の申告会場内でもスマホ申告

☎ 菊池税務署(自動音声案内に従い「2」を選択) ☎0968(25)2121

令和4年分確定申告時期における菊池税務署の申告相談会場では、感染症対策の一環として、原則、申告する人のスマホで申告書の作成、送信を行います。

確定申告時期の申告相談会場は例年大変混雑します。スマホから「確定申告書等作成コーナー」にアクセスして、自宅からの作成、送信にご協力ください。

「自宅からe-Tax」5つのメリット

- ①税務署への持参 **不要**
- ②印刷・郵送代 **不要**
- ③添付書類 **不要** ※一部の書類は除きます
- ④確定申告期間の利用可能時間 **24時間いつでも** ※メンテナンス時間を除きます
- ⑤還付金 **早期還付** 3週間程度で還付！書面提出の場合は1カ月～1カ月半程度で還付

確定申告書など作成コーナー



届け出は忘れずに！

家屋を取り壊したら

☎ 税務課 固定資産税係 ☎(232)4911

固定資産税は毎年1月1日現在の状況で課税されます。住宅や倉庫など家屋の一部または全部を取り壊したときは、法務局への滅失登記または税務課への滅失届の手続きが必要です。特に令和4年中の取り壊しは、手続きをしない場合、翌年度も引き続き課税される場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

未登記で家屋を新増築したら

家屋を未登記で新築・増築したり売買などにより所有権変更をした場合は、税務課への届け出をお願いします。建築確認手続きが不要な10㎡未満の増築も課税対象ですので届け出が必要です。

償却資産の申告は1月31日まで

町内で事業を営む個人および法人がその事業に使っている償却資産(土地、家屋以外の資産)は固定資産税の課税対象です。1月1日現在で、町内に所有する償却資産の申告書を提出しましょう。

◆償却資産の例

- アパート経営：駐車場舗装、外構工事、植栽、外灯、駐輪場など
- 農業：ビニールハウス、ロータリー、管理機、保冷庫など
- その他：パソコン等電子機器、事業用機材、看板、太陽光発電設備など

◆申告期限 1月31日(火)

車検時の軽自動車税納税証明書の提示が原則不要になります

1月から、軽自動車納付確認システム(軽JNK S)が開始され、普通車同様、車検のときに検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になります。ただし、対象車両は、三輪以上の軽自動車を対象のため、それ以外の車両は引き続き紙での納税証明書が必要です。また、車両の登録後すぐに車検を受けるときや、納付後すぐに車検を受けるときなどは、従来どおり紙での納税証明書が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

11/16 「税を考える週間」これからの社会に向かって「税を考える週間」作品表彰式

税務署長納税表彰式および税に関する作品表彰式が、大津町生涯学習センターで開催されました。

毎年、11月11～17日の1週間は税務行政に対する知識と理解を深めるための「税を考える週間」として定められ、税に関する作品を募集。菊池地区2市2町の小中学生から書道、作文、標語、ポスターに多数の応募があり、その中から菊池町の6人が入賞し表彰を受けました。



税金の大切さを考える機会になりました